

警戒レベルを用いた避難情報等の発令について

内閣府は、「平成 30 年 7 月豪雨」の被害を教訓に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、防災気象情報の重要度・深刻度について直感的に理解できるよう、5 段階の「警戒レベル」を用いて情報提供をすることとしました。

三宅村では、これまでに大雨警報、土砂災害警戒情報等に伴う避難勧告、避難指示の対象区域の見直しを行って参りましたが、この改定に伴い、**三宅島全地域を対象区域**とし、避難情報等を発令することとしました。

村から発令される避難情報、国や都から提供される防災気象情報は次のとおりになります。

| 警戒レベル | 住民が取るべき行動 | 避難情報等 | 防災気象情報 |
|---------|--|----------------------|--|
| 警戒レベル 5 | 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。 | ・ 災害発生情報 | ・ 大雨特別警報（土砂災害）など |
| 警戒レベル 4 | 速やかに避難所へ避難をしましょう。 避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所（2 階等）に避難しましょう。 | ・ 避難勧告 ・ 避難指示（緊急） | ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）など |
| 警戒レベル 3 | 避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある方、乳幼児等）は、避難しましょう。 その他の人は、避難の準備をしましょう。 | ・ 避難準備 ・ 高齢者等避難開始 | ・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）など |
| 警戒レベル 2 | 災害に備え、防災のしおり等により、自らの行動を確認しましょう。 | | ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（注意） |
| 警戒レベル 1 | 災害への心構えを高めましょう。 | | ・ 警報級の可能性 |

- ・ 避難指示（緊急）については、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令されるもので、必ず発令されるわけではありません。
- ・ 村が避難情報等の発令をしなくても、身の回りで危険を感じたら、自主的に避難してください。
- ・ 今年度全世帯に配布しました「防災のしおり」に掲載されている三宅島土砂災害ハザードマップをご覧ください、自宅周辺の土砂災害警戒区域等の危険箇所をご確認ください。
- ・ お年寄りの方や避難行動要支援者の方は、できるだけ伊豆避難施設に避難してください。

発 令 例 文

【警戒レベル3】

こちらは、三宅村役場です。

〇〇時〇〇分、三宅島に土砂災害に関する警戒レベル3が発令されました。

お年寄りの方や避難行動要支援者の方は、避難を開始してください。

また、その他の方は避難の準備をし、自発的に避難してください。

【警戒レベル4】

こちらは、三宅村役場です。

〇〇時〇〇分、三宅島に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

速やかに全員、各地区の避難所に避難してください。

なお、避難所への避難が危険な場合は、お近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

◆各地区の避難所は、次のとおりになります。

- ・阿古地区：阿古体育館
- ・坪田地区：三宅村文化会館
- ・神着地区：神着老人福祉館
- ・伊豆地区：伊豆避難施設
- ・伊ヶ谷地区：三宅村コミュニティセンター

※災害の規模や種別により、開設する避難所が異なりますので、避難所の開設状況については、防災行政無線や村のホームページ、IP告知端末などでお知らせします。

◆一例になりますので、実際の発令時の文面とは異なる場合がございます。

【問合せ先】

三宅村総務課防災危機管理係

担当 早川・宮古

電話 5-0935